

## ○西郷村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減し、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住居費及び引越し費用の一部に対して、西郷村結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するための必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入する際に要した費用、又は新たに賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料）のうち、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし、賃料については勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間の、引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方又は一方が村内に住民登録をしていること。
- (2) 対象となる住居が本村内にあること。
- (3) 婚姻の日の時点において、年齢が夫婦ともに満39歳以下であること。
- (4) 世帯の所得（所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額（夫婦の双方又は一方が離職し、交付申請の時点において無職の場合にあっては、離職をした者に係る所得は算定の対象としない。）をいう。以下同じ。）が400万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が400万円未満であること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 村税を完納していること。

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯あたり30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西郷村結婚新生活

支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明）
- (2) 所得証明書
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (7) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合に限る。）
- (8) 離職票又は離職が確認できる書類（離職している場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、西郷村結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は、令和4年3月31日までに行わなければならない。  
（申請事項の変更及び承認）

**第6条** 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに西郷村結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上これを適当と認めるときは、西郷村結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。  
（補助金の請求）

**第7条** 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、西郷村結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。  
（交付決定の取り消し等）

**第8条** 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しの部分について既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

（報告等）

**第9条** 村長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。

#### 附 則（令和2年4月1日告示第57号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式（省略）